福利ひろしま

Vol. 317
2025年
7月

目次　Contents.

＜共済組合＞
- 被扶養者の資格確認「検認」を実施します・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 資格喪失後は、必ず組合員証等を返却してください・・・・・・・・・・・・・3
- 産休・育休取得に係る手続について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 育児休業手当金の給付延長について知ろう・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 活用しましょう！ジェネリック医薬品・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 「特定健診」「特定保健指導」を御存知ですか？　・・・・・・・・・・・・・7
- 特定健康診査受診券（セット券）を送付します・・・・・・・・・・・・・・8
- 福祉保険制度　加入募集について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 職員募集について　・　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

＜互助組合＞
- 県互助組合への加入手続について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 低金利！互助組合の貸付制度　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

公立学校共済組合広島支部　／　一般財団法人　広島県教育職員互助組合
〒730-8514　広島市中区基町９番42号　　広島県教育委員会事務局　管理部健康福利課

共済組合ホームページ
https://www.kouritu.or.jp/hiroshima/

互助組合ホームページ
https://www.gojo.or.jp/

年５回ホームページに掲載　７月・９月・11月・１月・３月

特集号　４月冊子発行　ホームページにも掲載

被扶養者の資格確認「検認」を実施します

短期給付係
（082）513-4957

被扶養者の認定が継続できるか判定するため、被扶養者の資格確認「検認」を実施します。

令和７年４月１日現在で 15 歳以上の被扶養者が検認対象となります。

対象となる方には７月中旬に被扶養者現況申告書を所属所宛てに送付しますので、次の表により必要な書類を確認し、期限内に提出できるよう準備をお願いします。

○は必ず提出してください。△は該当する場合に提出してください。

被扶養者の状況			収入の種類等	被扶養者の収入確認書類				共同扶養者の収入確認	同居の確認	送金確認
扶養手当支給の有無	収入の有無	同居・別居の区分		申告時点で発行される最新の所得証明書	給与支給明細書［R6.6～R7.5支給分］及び雇用条件確認書類	年金額振込通知書等最新の年金額が分かる書類	令和６年分確定申告書の控え	所得証明書・確定申告書の控え・年金振込通知書等扶養義務者全員の収入額全てを確認できる書類（注１）	住民票の写し（注２）	送金確認書類［R6.6～R7.5］(学生の場合は、R7.4.1 以後発行の在学証明書で代替可)
有				確認書類不要						
無	無	同居		○				△	△	
		別居		○				△		○
	有	同居	給与	○	○			△	△	
			年金	○		○		△	△	
			事業収入				○	△	△	
			その他	○				△	△	
		別居	給与	○	○			△		○
			年金	○		○		△		○
			事業収入				○	△		○
			その他	○				△		○

（注１）被扶養者が子の場合は、夫婦双方の収入額が確認できる書類を提出してください。ただし、配偶者が被扶養者の場合や、夫婦とも公立学校共済組合員の場合は不要です。

（注２）被扶養者が配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹以外の場合、同居を確認できる住民票の写し（証明日が令和７年６月１日以後のもの）を提出してください。

○　収入状況及び扶養状況によっては、上記以外の書類が必要になることもあります。
父母又は祖父母のどちらか一方が被扶養者で、その被扶養者に扶養義務者となる配偶者がいる場合は、その配偶者の収入額が確認できる書類も提出してください。

○　被扶養者の収入には、所得税法上非課税扱いとなるものを含みます。

＜被扶養者の収入としてその額を確認するものの例＞
○　通勤手当（会計年度任用職員の通勤費等）　○　雇用保険の基本手当（いわゆる失業給付）
○　遺族年金　○　障害年金　○　企業年金や個人で加入している生命保険会社等の個人年金

●　検認に係る通知一式及び収入判定票等は、７月中旬にホームページに掲載しますので、活用してください。
公立学校共済組合広島支部　https://www.kouritu.or.jp/hiroshima/
（組合員専用ページ及び事務担当者専用ページに掲載します。）

●　例年過去に遡って取消となり、多額の医療費等を当支部へ返還する事例が発生しています。日頃から被扶養者の収入状況を確認し、要件を欠く事由が発生した場合は、速やかに関係書類を提出してください。

資格喪失後は、必ず組合員証等を返却してください

短期給付係
（082）513-4957

組合員資格、組合員の被扶養者資格を喪失後は、共済組合の組合員証・被扶養者証・資格確認書等は使用できません。資格喪失の手続と併せて、速やかに所属所を通じて共済組合に返却してください。

資格喪失後に組合員証・被扶養者証・資格確認書・手続きが完了していないマイナ保険証等を使用して医療機関を受診した場合、共済組合が負担した医療費（７割・８割部分）等を組合員の方から返還していただくことになりますので、御注意ください。

資格がないのに共済組合のマイナ保険証を使用して受診した場合

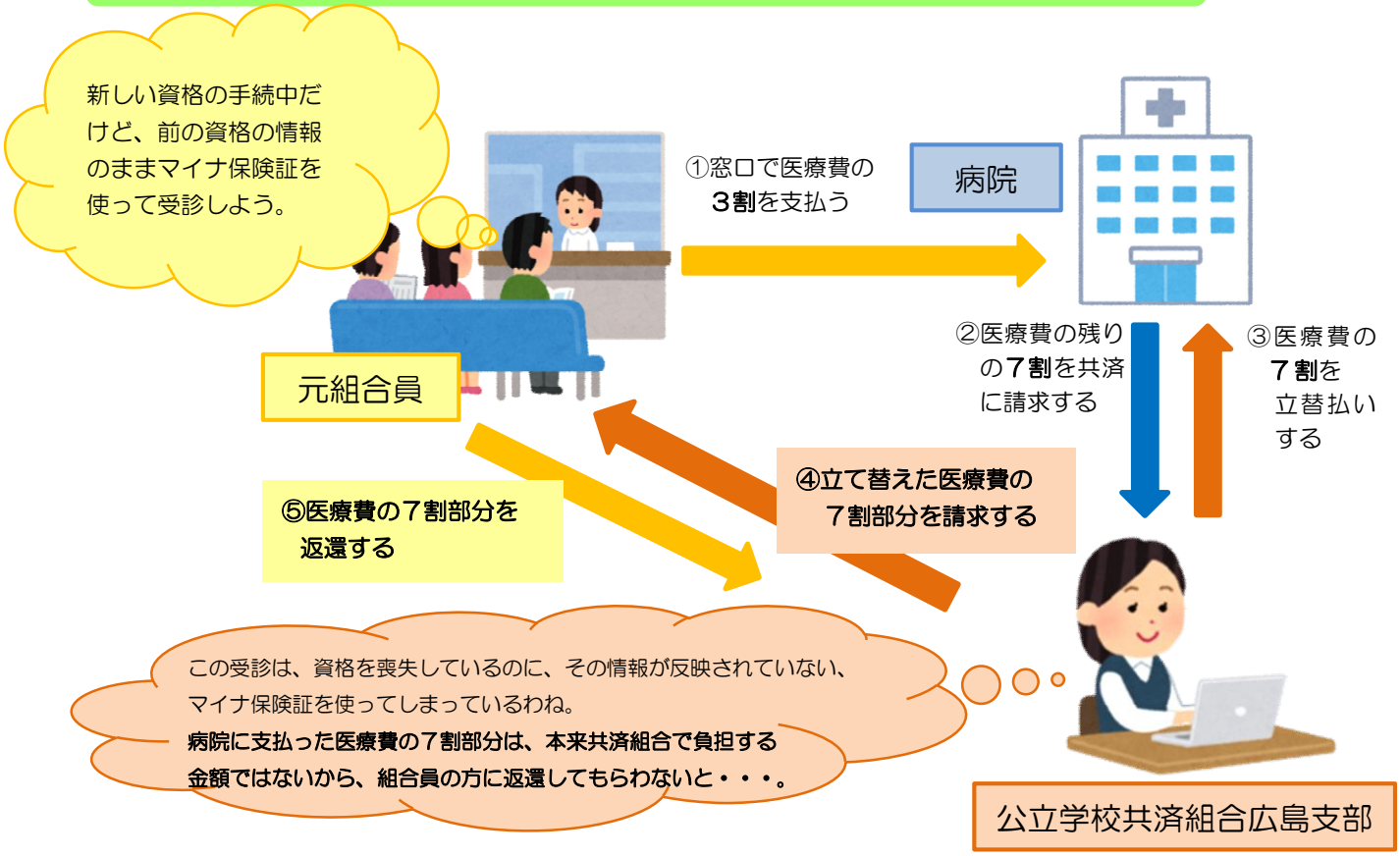

被扶養者等が、資格がなくなっているのに気付かず、共済組合の被扶養者証・資格確認書等を使用して受診した場合も、同様の流れになります。

共済組合が立て替えた医療費（７割・８割部分）等について、元組合員等は、当支部に返還後、資格喪失日以降に加入した医療保険者に請求することができますが、資格喪失日が過去に遡るほど、共済組合から請求される金額が高額になってしまいます。

（例）被扶養者のパート収入が、令和６年１月の時点で年間 130 万円を超えていたが、組合員が被扶養者の毎月の収入を把握していなかったため、令和７年７月の検認で初めて発覚した。そのため、被扶養者資格を令和６年１月に遡って取り消した。

該当の被扶養者が令和６年４月に入院・手術をしていたため、共済組合からの返還請求が数百万円にも及んだ。

組合員自身が退職した後、速やかに所属所に組合員証等を返却することはもちろんですが、被扶養者資格が過去に遡って取消をされることがないよう、被扶養者の収入状況等、要件を備えているかを毎月確認してください。

産休・育休取得に係る手続について

経理貸付係
（082）513-4955

短期給付係
（082）513-4957

共済組合では、産前産後休業・育児休業期間中は、組合員からの申出・請求に応じて、掛金（保険料）を全額免除するほか、出産費や育児休業手当金（注１）の給付を行うこととなっています。

産休・育休に係る手続を次のフロー図にまとめましたので、参考にしてください。

（注１）育児休業手当金は、雇用保険法の規定による育児休業給付を受けることができる組合員については、共済組合からの支給は行えないため、公共職業安定所（ハローワーク）等で手続をしてください。

産休・育休を取得した際の手続フロー図

（注２）育児休業終了時に子が３歳未満かつ標準報酬の改定を希望する場合に提出
（注３）育児休業終了時に子が３歳未満かつ標準報酬が下がる場合に提出
（注４）月中途の復帰で、復帰月に育児休業手当金と給与が共に支給される場合のみ提出
（注５）「育児休業支援手当金」は、支給要件（配偶者の育児休業取得状況等）に該当する場合のみ追加で支給
（注６）支給要件に該当する場合のみ提出（最長で子が２歳に達する日まで）

育児休業手当金の給付延長について知ろう

短期給付係
（082）513-4957

育児休業手当金は、育児休業を取得し給料をもらっていない期間、収入を補う目的で支給される給付のことで、原則として育児休業に係る子が１歳に達する日（１歳の誕生日の前日）まで支給されます。しかし、法務省令で定める要件に該当する場合、１歳６か月に達する日まで（最長２歳まで）延長して受給することができます。

育児休業手当金の支給が延長できるのはどんなとき？

育児休業に係る子が１歳（再延長の場合は１歳６か月）の時点で、**職務に復帰する予定であったのに、**次の理由に該当するために**職務復帰ができなかった場合**に、育児休業手当金の延長の申請ができます。

１歳の時点で復帰予定がない場合、その後の支給の延長はできません。

- 育児休業に係る子について、保育所への入所（＝復職）を希望しているのに入所できない場合
- 配偶者が育児休業を取得し、自分は復職する予定であったが、配偶者の死亡・婚姻の解消・別居等により復職できなくなったとき

保育所への入所を希望しているのに入所できない場合について

延長要件の中で、最も多いお問合せですが、次の点に注意してください。

育児休業に係る子が**１歳に達する日の翌日（１歳の誕生日）までを保育所等の入所日**として、**１歳に達する日（１歳の誕生日の前日）までに申込み**を行ったが保育が実施されない場合が延長対象です。

育児休業開始 ／ １歳の誕生日 ／ １歳６か月 ／ ２歳の誕生日

保育所に入所できない期間 ／ 保育所に入所できない期間

入所希望は**１歳の誕生日の前日までに申し込む**必要があり、保留通知の日付と**入所希望日の日付は誕生日よりも前**である必要があります。

１歳６か月から２歳までの支給再延長を希望する場合は、入所希望は**１歳６か月になる前日までに申し込む**必要があり、保留通知の日付と**入所希望日の日付は１歳６か月になる日よりも前**である必要があります。
※１歳時点での支給延長が認められた場合のみ再延長が可能です。

１歳の誕生日以降に入所を申し込むと、支給延長対象にならないため、注意！

支給延長の決定後も、**入所希望の取下げは行わない**でください！
復職の意思がないと認められた場合、支給対象外となります。

●支給要件に該当しない事例

- **入所希望日を、１歳の誕生日を過ぎた日付**にしているとき。
- 保育所の**入所が決定**したとき。（復職可能となるため、支給対象外）
- **保育所の入所を辞退**したり、**入所希望の取下げ**をしたりしたとき。（復職の意思がないと判断）
- 保育所への入所申込において**落選希望**であることが明らかなとき。

復職したいけどできないことが要件なんだね！

活用しましょう！ジェネリック医薬品

短期給付係
（082）513-4957

ジェネリック医薬品は、特許が切れた薬（先発医薬品）と同じ主成分で作られた、低価格な薬です。ジェネリック医薬品を希望する場合、病院（あるいは保険薬局）で医師（薬剤師）にその旨をお伝えください。

ジェネリック医薬品の特徴は

１　同じ主成分、同じ効き目で安い薬です

国が厳正な審査を行い、新薬（先発医薬品）と効果が同じと認められた薬です。

２　医療費にも家計にもやさしい薬です

特許切れの新薬を元に作られ、開発コストが少ない分、低価格です。

３　安全性の保障された薬です

ずっと使用されてきた新薬の成分で作られているので、安心です。

健康管理係
（082）513-4956

「特定健診」「特定保健指導」を御存知ですか？

日本人の死因の約５割は、がん、心臓病、脳卒中など、自覚症状がないまま進行する生活習慣病に起因するものです。この生活習慣病を予防する目的として、厚生労働省が、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」を定め、40 歳以上 75 歳未満の方を対象とした「特定健康診査（特定健診）」と「特定保健指導」の実施を医療保険者に義務づけるほど、日本では生活習慣病の予防が課題となっています。

特定健診

腹囲や BMI の計測、血液検査などをもとに、病気の前兆であるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した、生活習慣病の発症と重症化の予防を目的とした健診です。

組合員本人の場合

職場で行われる定期健診

当組合主催の人間ドック

上記のどちらを受診した場合でも、特定健診の検査項目は含まれています

被扶養者の場合

特定健康診査受診券（セット券）が、例年７月頃に自宅へ届きます

同封の健診機関一覧から、希望される健診機関に直接電話予約をして受診してください
受診日に、組合員資格を喪失している場合は、全額自己負担となります

対象者

国の基準通り、40 歳以上 75 歳未満（75 歳の誕生日前日まで）の組合員、被扶養者。
（１年１回に限ります。）

費用

当組合の全額負担となります。

特定保健指導

特定健診の結果を踏まえた、食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒といった生活習慣の見直し、生活習慣病の予防・改善につなげる専門家によるサポートです。

特定保健指導については、次号で詳しく紹介します。

令和６年、厚生労働省が、日本人の平均寿命に関する最新の統計結果を公表しました。その資料によると、令和５年の日本人の平均寿命は男性が 81.09 歳、女性が 87.14 歳です。

健康上の問題で日常生活に制限が生じないよう、積極的な予防ケアが大切です。ぜひ定期的な健康診断を受けて、健康で豊かな生活を送りましょう。

健康管理係
（082）513-4956

特定健康診査受診券（セット券）を送付します

毎年４月１日時点で公立学校共済組合の資格を有している対象者に、「特定健康診査受診券（セット券）」を、届け出住所宛てに送付しています。特定健康診査は生活習慣病の発症と重症化の予防を目的とし、**自己負担なし**で受けられる健康診断です。御自身の健康管理のために、１年に１回受診しましょう。

１　対　象　者※1

(1) 組合員（短期組合員含む）の被扶養者
(2) 任意継続組合員及びその被扶養者
(3) 短期組合員（事業主健診を受診する機会のない者）

※　年度内に 40 歳以上 75 歳未満（75 歳の誕生日前日まで）に達する者

２　送付予定日　　**令和７年７月 15 日**（順次送付予定です。）

【お願い】
受診時にセット券を忘れると、自己負担が発生します。セット券の紛失に御注意ください。

４月２日以降に公立学校共済組合の資格を取得し、特定健康診査の受診を希望される対象者は、別途特定健康診査受診券（セット券）を送付しますので、健康管理係まで御連絡ください。
なお、資格喪失後は利用できませんので、健診機関に予約の際は御注意ください。
※　詳細につきましては、同封の通知文及び令和７年度「福利ひろしま特集号(P18)」を御覧ください。

健康管理係
（082）513-4956

福祉保険制度　加入募集について

●発送予定日　令和7年7月1日（公立学校共済組合本部から発送します。）

福祉保険制度のご案内

～公的給付（健康保険・遺族厚生年金）の補完制度～

締切日
7月22日
本部必着

福祉保険制度とは

- スケールメリットを活かした**お手ごろな保険料**で加入できます
- 手続期間は**毎年6～7月の年1回のみ**です。**支部**（都道府県）**ごとに締切日が異なります**
- 共済組合の**組合員とそのご家族のみ**加入できる制度です。**短期組合員の方も加入できます**

福祉保険制度の仕組み

ファミリー年金は、加入した組合員の保険料の中からご不幸があった場合や支払事由に該当した場合に保険金・給付金が支払われる、助け合いの制度です。1年ごとに収支計算をして余ったお金（剰余金）は、配当金として加入者に還付します。

令和5年度の配当率
約45.10%
※1

※1 配当率は、今後変動することがありますので将来のお支払いを約束するものではありません。配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。傷病休職給付金、入院費用給付金（女性疾病給付金含む）、特定疾病給付金、元気づくりサービスコースに配当金はありません。

退職後の福祉保険制度

退職前に加入していた場合、組合員資格喪失後も最長84歳まで継続可能です。

福祉保険制度（現職中）　加入手続き
福祉保険制度（現職中）　加入 → 継続
福祉保険制度（退職後）　自動更新

11月1日（加入日）　退職　翌年11月1日（更新日）

＜継続可能年齢＞　※年齢は保険年齢です。

ファミリー年金	84歳
傷病休職給付金	退職月の末日で脱退
入院費用給付金（女性疾病給付金含む）	75歳
特定疾病給付金	75歳
元気づくりサービスコース	84歳

（注）ファミリー年金の死亡給付金は単独で加入はできません。
死亡給付金と傷病休職給付金のみご加入の場合、傷病休職給付金の保障終了と同時に死亡給付金も脱退となります。

令和7年11月1日以降にご退職予定の方は、令和7年6～7月のお手続きが**ラストチャンス**です

制度内容の詳細は、公立学校共済ホームページ（福祉保険制度ホームページ）に掲載されているデジタルパンフレットをご覧ください。

福利調整係
（082）513-4951

職員募集のお知らせ

令和8年（2026年）4月1日採用

公立学校共済組合広島支部

概　　要	
職種	一般事務
勤務地	広島県教育委員会事務局管理部健康福利課内（広島市中区基町 9-42）
採用予定人数	若干名
受験資格	昭和56年4月2日以降に生まれた者（ただし、高校卒業程度の学力を有する者）

今後のスケジュール

受付期間	第1次試験	第1次 合格者発表	第2次試験	最終 合格者発表
令和7年（2025 年） 7月 28 日（月） ▼ 9月5日（金）	令和7年（2025 年） 10月5日（日）	令和7年（2025 年） 10月下旬	令和7年（2025 年） 11月中旬	令和7年（2025 年） 12月中旬

受験案内は、令和7年7月 28 日から、次の場所で、受け取ることができます。

- 公立学校共済組合広島支部
- 広島県庁舎（本館正面玄関受付、東館玄関受付）
- 広島県内の高等学校、大学、ハローワーク等（共済組合から7月 28 日以降、順次発送予定）

※　御希望の場合には、個人への郵送も受け付けます。（令和7年8月 26 日必着）

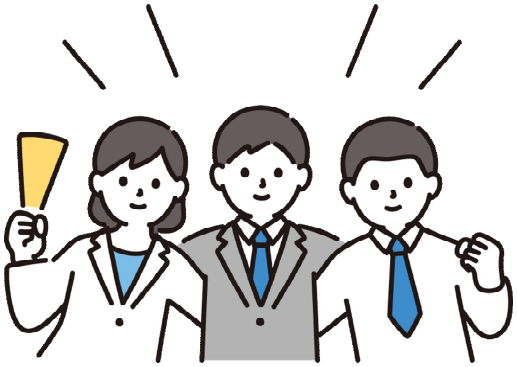

県互助組合への加入手続について

互助組合
（082）228-1386

公立学校共済組合の資格を新たに取得された方は、互助組合に加入できます！（一部市町費等の職員を除く。）

1　提出書類　**任用に応じた「㊞加入申込書」**（引き続いて勤務される場合でも、共済組合員等番号が変更となったときは、提出が必要です。）

2　提出期限　共済組合員資格取得日から 20 日以内**（必着）**

郵便事情等に注意して、提出期限内に到着するよう、早めの提出を！

◎　引き続き勤務されるときでも次のような場合は加入の手続きが必要となります！

パターン別事例	加入手続時の注意事項
異動に伴い**共済組合員等番号が変わったとき** **例.（県費職員）　（市町費職員）** 旧組合員等番号 → 新組合員等番号	・異動先が県互助組合に加入できる場合に限ります。 ・互助組合に加入を希望する方は、新規取得された共済組合員等番号で、**新たに、㊞加入申込書を共済組合員資格取得日から 20 日以内（互助組合必着）**に提出してください。
任期満了後、**違う任用形態で採用され、共済組合員等番号が変わったとき** **例.（任期付職員）　（臨時的任用職員）** 旧組合員等番号 → 新組合員等番号	・任用期間に定めのある組合員は、貸付事業及びリフレッシュ給付金事業は対象外です。 ・共済組合員資格を取得し互助組合に加入を希望する方は、**新たに、㊞加入申込書を共済組合員資格取得日から 20 日以内（互助組合必着）**に提出してください。 ※　県費負担の会計年度任用職員は、任用毎に**新たな共済組合員等番号**になるので、同じ番号での任用更新を除き、**加入の手続が必要**です。
共済組合員等番号は同じだが**退職（共済組合員等を返納）した後、日を空けて任用されたとき**や、日を空けないで任用されたが、**共済組合員等番号が変わったとき** **例.（臨時的任用職員）　（臨時的任用職員）** 旧組合員等番号 →（１度資格喪失）→ 旧組合員等番号と同じ番号で新規取得 **例.（県費負担の会計年度任用職員）** **（県費負担の会計年度任用職員）** 旧組合員等番号 → 新組合員等番号	
定年退職後、**再任用職員になったとき** **例.（県費職員）　（再任用職員）** 旧組合員等番号 → 新組合員等番号	

（注１）　㊞加入申込書は、互助組合ホームページ（https://www.gojo.or.jp/）からダウンロードしてください。

（注２）　互助組合の退職医療制度加入者は、加入できません。

低金利！互助組合の貸付制度

互助組合
（082）228-1386

互助組合の貸付は、低金利で手続きも簡単！
しかも、申込締切日からおよそ 20 日後に振込みします。
資金が必要になったら、互助組合の貸付制度を御利用ください。

年利
０．９％

他社と比べてみてください。

A銀行		互助組合
フリーローン	3.3%～13.3%	0.9%

つまり

【借入額 200 万円・72 回返済での比較例】

A銀行 3.3%のローン（例）	
月償還額	30,656 円
総支払額	2,207,232 円

互助組合貸付	
月償還額	28,545 円
総支払額	2,055,240 円

ぐっ

と差が出る！

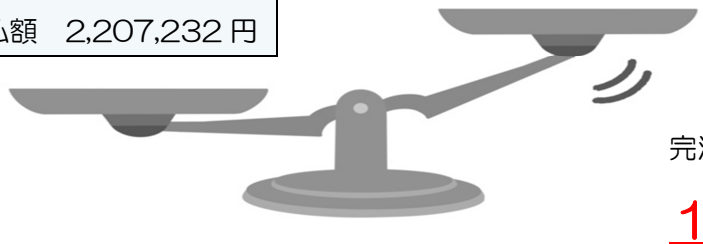

完済まで支払い続けると

１５１，９９２円の差！

互助組合貸付の５つのメリット

1　**なんといっても低金利！**
民間の金融機関よりも金利が低いので、利息分の負担がぐっと軽くなります。

2　**手続き簡単！**
一般資金の貸付は、申込書等３枚のみの提出でＯＫ。添付書類、使い道の記入は、必要ありません。

3　**振込みまでが早い！**
申込締切日からおよそ 20 日後に希望する口座に振り込みます。

4　**返済は、給与控除で便利！**
貸付月の翌月から給与から控除しますので、通帳残高の心配もありません。

5　**育児休業中も安心！（育休猶予）**
育児休業で給料が支給されない間、月々の返済を無利息で停止することができます。

借入までの流れ

「貸付申込書」をダウンロード
ホームページで貸付の条件等、詳細を確認してください

互助組合へ送付
申込書を記入し、署名・捺印、収入印紙を貼付してください

送金
互助組合で内容を確認の上、振込日に指定の口座へ送金します

詳しくは、互助組合のホームページで御確認ください。（https://www.gojo.or.jp/）